松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準（試行）

（目的）

第１条　この基準は、松阪市及び松阪市上下水道部（以下「松阪市等」という。）が発注する災害復旧時における建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１２第１項に基づく入札参加者の指名について、適正な施工の確保と公正な発注を図ることを目的とする。

（指名業者の決定）

第２条　指名競争入札に参加する業者の指名は、松阪市入札及び契約審査会（以下「審査会」という。）において決定するものとする。

（指名基準）

第３条　審査会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。

（１）契約しようとする建設工事等の技術的適性及び工事実績

（２）契約しようとする建設工事等の実施場所及び地理的条件

（３）業者の手持ち工事の状況、技術者数、地域貢献及び過去の災害復旧工事の入札参

加実績

（４）建設工事等の施工に際しての業者の不正及び不誠実な行為の有無

（５）その他審査会が必要と認める事項

（指名業者数）

第４条　指名競争入札において指名する業者数は、次のとおりとする。

ただし、審査会において必要があると認めたときは、増減することができる。

1. 建設業法第２条第１項に規定する建設工事のうち、公共施設の復旧工事等、早期

完成により市民の生活の安全・安心の確保に資する工事 ６業者

1. 測量、調査及び設計の業務委託

イ 　一般的な業務委託 ６から９業者

ロ 　特別な技術等を要する業務委託 ３業者

附 則

 この基準は、公表の日から施行する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 土木一式工事（災害）／　〈ａ〉本庁管内 | 　 | 　 | 　 |
| 等級 | 設計金額 | 入 札 参 加 資 格　　基　　準 |
| （千円）  | 地域条件 | 資格総合点数 | 許可 | 技術者資格 | 積算内訳 |
| A | 5,000未満 | 市内業者（本庁管内） | 総合点数があること | 一般建設業 | 特定建設業 | 主任技術者　　　　　　　 | 提出 |
| B | 5,000～15,000 | 総合点数600点以上 |
| C | 15,000以上 | 土木一式工事の発注基準による |
| ただし、これにより難い場合（特殊な工事等）は、松阪市入札及び契約審査会に諮る。 |
| ＊市内業者 … 管内に本店を有する業者で、市税を完納している業者。 |
| （その他取扱い）＊同日落札制限の対象外とする。＊手持ち制限件数の判定に含まない。＊現場代理人・主任技術者の兼務制限件数の判定に含まない。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 土木一式工事（災害）／　〈ｂ〉三雲・嬉野管内 | 　 | 　 | 　 |
| 等級 | 設計金額 | 入 札 参 加 資 格　　基　　準 |
| （千円） | 地域条件 | 資格総合点数 | 許可 | 技術者資格 | 積算内訳 |
| A | 10,000未満 | 市内業者（三雲・嬉野管内） | 総合点数があること | 一般建設業 | 特定建設業 | 主任技術者　　　　　　　 | 提出 |
| B | 10,000以上 | 総合点数　550点以上 |
| 主任技術者又は監理技術者　　　　　　　 |
| ただし、これにより難い場合（特殊な工事等）は、松阪市入札及び契約審査会に諮る。 |
| ＊市内業者 … 管内に本店を有する業者で、市税を完納している業者。 |
| （その他取扱い）＊同日落札制限の対象外とする。＊手持ち制限件数の判定に含まない。＊現場代理人・主任技術者の兼務制限件数の判定に含まない。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 土木一式工事（災害）／　〈ｃ〉飯南・飯高管内 | 　 | 　 | 　 |
| 等級 | 設計金額 | 入 札 参 加 資 格　　基　　準 |
| （千円）  | 地域条件 | 資格総合点数 | 許可 | 技術者資格 | 積算内訳 |
| A |  5,000未満 | 市内業者（飯南・飯高管内） | 総合点数があること | 一般建設業 | 特定建設業 | 主任技術者　 | 提出 |
| B | 5,000以上 | 総合点数　550点以上 |
| 主任技術者又は監理技術者　 |
| ただし、これにより難い場合（特殊な工事等）は、松阪市入札及び契約審査会に諮る。 |
| ＊市内業者 … 管内に本店を有する業者で、市税を完納している業者。 |
| （その他取扱い）＊同日落札制限の対象外とする。＊手持ち制限件数の判定に含まない。＊現場代理人・主任技術者の兼務制限件数の判定に含まない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 測量 |  |
| 設計金額 | 地域要件 | 技術者要件 | 事務所要件 |
|  5,000千円未満 | 市内 | 松阪市測量・調査業務委託に係る資格者認定基準による対象技術者が配置可能なこと | 測量士が1名以上の事務所であること |
|  5,000千円以上　　　　 20,000千円未満 | 測量士が2名以上の事務所であること |
| 20,000千円以上 | 市内　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　準市内 | 測量士が3名以上の事務所であること |
| ただし、これにより難い場合は松阪市入札及び契約審査会に諮ることとする。＊測量法第５５条による登録業者であること |

|  |  |
| --- | --- |
| 地質調査 | 　 |
| 設計金額 | 地域要件 | 技術者要件 | 業者実績 |
| 20,000千円未満 | 市内 　　　　　　　　　　　　　 準市内 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  | 松阪市測量・調査業務委託に係る資格者認定基準による対象技術者が配置可能なこと | 　 |
| 20,000千円以上 | 過去○年間で、元請として同種の業務2件以上の実績が必要 |
| ただし、これにより難い場合は松阪市入札及び契約審査会に諮ることとする＊地質調査業者登録規程第２条による登録業者であること |

|  |  |
| --- | --- |
| 建設コンサルタント |  |
| 登録部門 | 設計金額 | 地域要件 | 技術者要件 | 業者実績 |
| ・道路部門・下水道部門・鋼構造及びコンクリー　ト部門 | 10,000千円未満 | 市内 | 発注基準による管理技術者及び照査技術者が配置可能なこと | 　 |
| 10,000千円以上　　　　30,000千円未満 | 市内　　　　　　　　準市内 |
| 30,000千円以上 | 過去○年間で元請として同種業務2件以上の実績が必要 |
| ・河川、砂防及び海岸・　海洋部門・上水道及び工業用水道　部門・農業土木部門 | 30,000千円未満 | 市内　　　　　　　　準市内 | 発注基準による管理技術者及び照査技術者が配置可能なこと | 　 |
| 30,000千円以上 | 過去○年間で元請として同種業務2件以上の実績が必要 |
| ・造園部門 | 30,000千円未満 | 市内　　　　　　　　　準市内　　　　　　　　　県内 | 発注基準による管理技術者及び照査技術者が配置可能なこと | 　 |
| 30,000千円以上 | 全国 | 過去○年間で元請として同種業務2件以上の実績が必要 |
| ただし、これにより難い場合は松阪市入札及び契約審査会に諮ることとする＊建設コンサルタント登録規程第２条による登録で「部門登録」があること |